

漁具・漁法	規模
毛針釣	5号針以下
たも網	口径40cm以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月11日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間
あまご	2月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する期間
にじます	3月1日から9月30日迄 (特定漁場を除く)
おいかわ	同上
うぐい	6月1日から9月30日迄
うなぎ	4月1日から9月30日迄

2 略

第5条から第7条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下の場合^は無料、高校生、心身障害者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)、満80歳以上は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等(住民表、運転免許証)を提示し、その写しを提出しなければならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月11日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間
あまご	2月1日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間
にじます	3月1日から9月30日迄 (特定漁場を除く)
おいかわ	同上
うぐい	6月1日から9月30日迄
うなぎ	4月1日から9月30日迄

2 略

第5条から第7条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下の場合^は無料、高校生、心身障害者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)、満80歳以上は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等(住民表、運転免許証)を提示し、その写しを提出しなければならない。

毛針釣とたも網の制限を第3項の表で記載するため

漁業調整規則に合わせてあまごの遊漁期間を修正

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		1日	1年	
あゆ	手釣・竿釣	3,000円	15,000円	1,500円
あまご、にじます、うぐい、おいかわ、うなぎ（以下「雑魚」という。）	手釣・竿釣・ <u>たも網</u>	1,500円	4,500円	750円

第9条から第12条 略

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		1日	1年	
あゆ	手釣・竿釣	3,000円	15,000円	1,500円
あまご、にじます、うぐい、おいかわ、うなぎ（以下「雑魚」という。）	手釣・竿釣	1,500円	4,500円	750円

第9条から第12条 略

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を遊漁者の漁具・漁法に規定するため